

別紙

諮問第627号

答 申

1 審査会の結論

「面接調査票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に落ちた理由の記載されている書類を全て開示せよ。それと成績の書類を開示せよ」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年12月26日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

今回一番重要な黒塗りによって非開示だった面接について私への評価が最低ランクのE評価であり、これに関して自己評価などを考えても、最低評価に関しては全く納得ができず、黒塗りの部分に障害者差別の可能性もあり、開示させることにより、面接に落ちた理由などを明らかにする必要がある。

入校選考の適正な事務の遂行に支障を及ぼすためという非開示理由は今回の評価を見る限り、障害者差別の可能性もあり到底納得できず、速やかに黒塗りの私の情報が載っている部分の開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「統一項目」欄について

「統一項目」欄については、面接における評価の視点や評価基準が具体的に示されている部分である。仮に開示された場合、受験者が事前に高い評価を受けられる回答を用意するなど評価の視点・基準に即した受験対策が可能となり、受験者との自由な質疑応答等を通じて、受講意欲等を面接者が的確に把握し、評定を行うという入校選考の目的が十分に達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

加えて、審査請求人にのみ開示を行った場合、審査請求人のみが事前対策を行うことが可能となり、他の受験者との間で入校選考における公平性が保たれなくなるおそれがある。

よって、当該情報は、条例16条6号に該当する。

(2) 「メモ」欄について

「メモ」欄については、上記「統一項目」欄に基づき面接を行っていく中で、受験者からの回答内容や、面接時における受験者の態様等について、具体的に評価を行った際にポイントとした事項や、質問を更に展開していく際に基礎となった事項等に関する情報が記載された部分であり、評価の視点が記載された「統一項目」欄と表裏の関係にある内容が記載された部分である。仮にこれが開示された場合、「統一項目」欄に記載された内容と同様、受験者が事前に評定に係る視点を知ることが可能となり、質問を想定し、回答を準備することが可能となり、仮に想定したものは異なる質問がされた場合でも、評価の視点を知った上でそれに合わせた回答が可能になるなど、評価の視点を踏まえて対策を講じた上で面接に臨むことが可能となる。

また、「統一項目」欄と同様、面接の際には、受験者からの回答等により、新たな質問を行うことが予定されているが、受験者が記載内容を知った場合、その受け取り方によっては、記載されていない内容については質問が行われず、又は評価の対象とはならないものと解釈されるなど、受験者に無用の誤解や困惑を生じさせるおそれがある。こうしたことから、開示を行った場合、受験者との自由な質疑応答等を通じて、受講意欲等を面接者が的確に把握するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生

じるおそれがある。

加えて、「統一項目」欄と同様、審査請求人にのみ開示を行った場合、審査請求人のみが事前対策を行うことが可能となり、他の受験者との間で入校選考における公平性が保たれなくなるおそれがある。

さらに、受験者との面接の際、その過程において、面接者が様々な記録を記載することが想定されるが、これを開示することとなると、その記載内容が、面接者の意図とは異なる意味に受け取られる可能性がある。その結果、面接者が、自らの評価や判断の要素に関して受験者が疑問や疑念等を抱き得ることをあらかじめ考慮するあまり、面接調査票への記録そのものを控えたり、具体的な記載を避け、一般的な表現に差し替えたりするなど、面接評価に係る記載の内容が形骸化することも懸念され、その結果、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、入校選考の目的を達成できなくなるおそれがある。

よって、当該情報は、条例16条6号に該当する。

(3) 「評価」欄について

「評価」欄については、面接者が評定項目ごとに面接を通じて得られた情報を基に評価を点数化して記載している部分であり、これを開示することになると、その記載内容が、面接者の意図とは異なる意味に受け取られ、無用の誤解や、それに伴う苦情等のトラブルが発生することも想定される。こうしたことから、面接者において、トラブルを回避しようとするあまり、忌憚のない評価を躊躇し、本来低い評価とすべき受験者についても高い評価を行ってしまうなど横並びの評価へと心理的な圧力が生じることとなる。その結果、評価が形骸化し、受験者との自由な質疑応答等を通じて、受講意欲等を面接者が的確に把握し、評価するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、当該情報は、条例16条6号に該当する。

(4) 「特記事項」欄について

「特記事項」欄については、面接者が面接を通じて得られた情報を基に総合評価を行う際、特に留意すべき事項等について記載を行う部分であり、「統一項目」欄に

記載された評価の視点に関する情報や、「メモ」欄に記載する面接時に評価を行う際にポイントとなった事項や受験者の回答内容や態様等と密接な関係を有する内容が記載されており、「評価」欄の記載とも関連した内容が記されている。

これを開示することになると、上記の「統一項目」欄、「メモ」欄、「評価」欄の各欄に記載された内容が、自らの回答内容とも相まって、受験者から類推されるとともに、その記載内容が、面接者の意図とは異なる意味に受け取られ、その結果、無用の誤解やトラブルが発生することも想定される。そうした場合、面接により受験者との自由な質疑応答等を行い、評価の視点に基づき、受講意欲等を面接者が的確に把握するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、当該情報は、条例16条6号に該当する。

(5) 「面接者氏名」欄について

「面接者氏名」欄を開示することにより、受験者の誤解による問合せや苦情等のトラブルや、面接者が忌憚のない記録や評価を避けることにつながり、厳正かつ適正な入校選考の実施が困難となることが想定される。

また、面接者となる者は相当の精神的な負担を強いられることとなり、面接者の確保に支障が生じることとなる。この結果、受験者との自由な質疑応答等を通じて、受講意欲等を面接者が的確に把握するという入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあるだけでなく、将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

また、面接者氏名は開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月27日	諮問
令和 元年 5月 8日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 5月10日	新規概要説明（第193回第二部会）
令和 元年 5月31日	審議（第194回第二部会）
令和 元年 6月28日	審議（第195回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京障害者職業能力開発校の入校選考について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）15条の7第1項は、国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、公共職業能力開発施設を設置し、職業訓練を行う旨定めている。

東京障害者職業能力開発校は、法15条の7第1項5号及び16条1項により国が設置し、法16条4項により都が運営を受託する公共職業能力開発施設であり、他の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対してその能力に適応した職業訓練を行うための施設である。

入校選考に当たっては、「東京障害者職業能力開発校入校選考実施要領」に基づき、筆記及び実技による機能検査、面接の結果等を総合的に判断して、校長が決定することとされている。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人が応募した〇〇科平成〇

年〇月入校選考において、実施機関が作成した審査請求人に係る面接調査票（以下「本件対象保有個人情報」という。）及び審査請求人が回答した機能検査の回答用紙である。

本件対象保有個人情報は、「希望系」欄、「番号」欄、「氏名」欄、「評定項目」欄、「主な評定の視点」欄として「統一項目」欄及び「参考項目」欄、「メモ」欄、「評価」欄、「特記事項」欄、「総合評価」欄並びに「面接者氏名」欄の各欄で構成されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、「統一項目」欄に記載された情報（以下「本件非開示情報1」という。）、「メモ」欄に記載された情報（以下「本件非開示情報2」という。）並びに「評価」欄及び「特記事項」欄に記載された情報（以下「本件非開示情報3」という。）を条例16条6号に該当するとして、「面接者氏名」欄に記載された情報（以下「本件非開示情報4」という。）を同条2号及び6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、黒塗りの自身の情報が記載されている部分の開示を求めていることから、審査会は、本件対象保有個人情報のうち本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及

び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、「主な評定の視点」欄のうち「統一項目」欄には、評定項目に対応して、「参考項目」欄に記載されている各質問項目に係る面接評価の視点や基準が記載されていることが確認された。

実施機関に確認したところ、「参考項目」欄の記載内容は、面接における質問項目の事例を具体的に示したものであり、各科目の特性や実情等に応じて、それぞれ設定しているとのことである。したがって、本件開示請求において、「参考項目」欄の記載内容は開示されているが、「参考項目」欄に記載されている情報の開示又は非開示の判断については、当該情報を開示することによる事務の適正な遂行への支障を個別具体的に判断すべきものと考えられる。

一方、「統一項目」欄の記載内容については、東京障害者職業能力開発校入校選考実施要領により様式上定められており、統一的に用いられている評価の基準であるとのことである。このような評価の視点や基準に係る情報を開示することにより、受験者が面接評価で考慮されるポイントを事前に把握し、評定上有利となるような回答をあらかじめ用意して面接に臨むことが可能となり、その結果、対面試験を実施する効果が薄れ、面接者が受験者との質疑応答を通じて受講意欲等を的確に把握できなくなることにより、入校選考の目的を達成できなくなり、選考事務に支障が生じるおそれがあるなど、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、「メモ」欄には、審査請求人と面接した面接者が、審査請求人の回答内容や態様等について、評価を行った際にポイントとした事項等が評定項目ごとに具体的に記載されていることが確認された。

このような評価や判断に係る情報を開示することにより、受験者が面接において重視される点や評価基準を推測し、評定上有利となるような回答をあらかじめ用意して面接に臨むことが可能となり、面接者が受験者との質疑応答等を通じて受講意欲等を的確に把握することができなくなるおそれがあると認められる。

また、面接者が、自らの評価や判断に関して受験者が誤解や疑念を抱くことを懸念するあまり、当たり障りのない記載をするようになるなど、面接評価に係る記載の内容が形骸化し、受験者に対する適切な評価が困難となるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、「評価」欄には、評定項目ごとに、面接者に対する評価が点数で記載されており、「特記事項」欄には、面接者が総合評価を行う際、特に留意した事項等が記載されていることが確認された。

このような評価や判断に関する情報を開示することにより、面接者が、自らの評価や判断に関して受験者が誤解や疑念を抱くことを懸念するあまり、率直な評価を躊躇するようになるなど、評価が形骸化し、入校選考の目的を達成できなくなるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、「面接者氏名」欄には、面接者の氏名が記載されていることが確認された。

この情報を開示することにより、面接者が、自らの評価や判断に関する受験

者からの問合せや苦情等を回避しようとするあまり、率直な評価を躊躇するようになるなど、評価が形骸化することが懸念されると認められる。

また、面接者に精神的な負担が強いられることとなり、面接者の確保が困難となることによって、選考事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示情報4は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子